

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2023年（令和5年）

July 7 月号

働き盛りのがん、増えています



早咲きのひまわり（八房神社：鹿児島市）

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
働き盛りのがん、増えています.....	2
職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請.....	3
解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ.....	4～5
令和5年度業務改善助成金のご案内.....	6～9
労働保険年度更新申告書の提出についてのお願い.....	10
人材開発支援助成金を活用して、 企業内の人材育成に取り組みませんか？.....	11
令和5年5月末（速報値）業種別死傷災害発生状況.....	12

令和5年 賃金構造基本統計調査にご協力ください.....	13
アルバイトの労働条件を確かめよう！ キャンペーン中です.....	14
もっと自分らしい 働き方 休み方.....	15
全衛連総合精度管理調査結果について.....	16
労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内.....	16
STOP！熱中症.....	17
令和5年8月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

映画といったら、恋愛、SF、アクション、ホラー、ミュージカルなど思い浮かべるのでは？ 多くの人は、その時の気分で作品を選び観ることで、喜怒哀楽を自然に表しリフレッシュしていると思います。今回の「さくらじま」では、リフレッシュにはほど遠いかもしれない、ここ最近印象に残った敬遠されがちなドキュメンタリー作品2本を紹介します。

1本目は「三島由紀夫VS東大全共闘50年目の真実」。右翼の三島由紀夫と左翼の全共闘との討論ドキュメンタリーです。右とか左とかは置いて、考え方や意見は違うけれど

批判ではなく、相手の話に耳を傾け敬意をもって討論し合う、ユーモア溢れる話し口の三島由紀夫の姿勢が印象に残っています。

2本目は「ナワリヌイ」。プーチン大統領の対抗馬として現れたナワリヌイ氏に関わるある事件のドキュメンタリーです。ネタバレになるので詳しい内容については触れませんが、下手な映画よりよっぽど見応えがある、スパイ映画のような緊迫感がありました。

マーベル、バスケのアニメ、仮面のヒーローといったエンターテインメントの作品は数多くありますが、箸休めのドキュメンタリー映画の世界を覗いてみてはいかがでしょうか。



働き盛りのがん、増えています

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 桶谷 薫

＝がんになる生涯リスクは男性65%女性50%、
約30%は働き盛り世代＝

がんは死亡原因の第1位です。令和元年の統計では、がんになる人は年間約100万人、がんによる死亡者は年間約38万人、継続的にがん治療を受けている人は全国で178万人もいます。一生のうちがんになるリスクは増え続け、女性50%、男性65%にもなっています。

就労しながら、がん治療をする方が増えていることの背景に、女性の社会進出があります。50歳代までの世代では、男性に比べ女性のがん罹患率が高く、30歳代の女性のがんの罹患率は、男性の約3倍です。これは30歳代から40歳代が罹患のピークである子宮がん、40歳代後半に最初の罹患のピークがある乳がんが影響しています。50歳代からは男性のがん罹患率が急増し、定年延長に伴い、さらに働く方のがんが増えています。



○科学的根拠に基づくがん検診を受けていますか？

がんの約30%は、20歳から64歳（20歳から69歳までなら約42%）の働き盛りで発症するため、仕事を持ちながら通院している方々が増え続けています。しかし、がんと診断を受けたことで退職・廃業した人はそのうち約20%もいます。このような状況の中、企業側にも長く安心して働き続けられるようがん対策を行うことが法律で定められました。（2016年がん対策基本法改正）具体的には企業側が取り組めるがん対策として3つ

- ① がん検診の受診を啓発すること
- ② がんについて会社全体で正しく知ること
- ③ がんになっても働き続けられる環境を作ること

などがあげられます。企業側もがん対策に積極的に取り組むことで大切な人財を守ることができるのです。

今後、仕事と両立しながら治療を行うために早期発見し、体の負担にならない早期治療につなげることが大切です。早期発見につなげるには症状のないうちに科学的根拠に基づいたがん検診を定期的に受けることが重要です。国が明らかながん死亡率の減少を検証し推奨しているがん検診は、肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がんの5つのがん検診です。しかし日本のがん検診の受診率はOECD（経済協力機構）加盟国の中でも最低レベルです。

まずは、市町村で実施されるがん検診（市町村からの助成が入り安価で受診できます）を受診できる機会や環境を作ってください。大切なご家族の方々も一緒に受けてみてはどうでしょう。企業でがん検診を積極的に取り入れる所も増えてきています。鹿児島の企業の中には、労働安全衛生法に基づく定期健診と同様にごがん検診を実施し、がんが発見された方々全員が現場復帰された所もあります。その取組みの実績が認められ、国から表彰されました。

がん検診を受診できる機会や環境づくりと並行して、がんになっても働ける社会づくりが大切です。

○まずは生活習慣の見直しから

禁 煙

たばこを吸うとがんリスクが1.5倍になります。

感染対策

B型肝炎、C型肝炎、ヘリコバクター・ピロリ菌、ヒトパピローマウイルス等ががんの発生に結び付く可能性のある病原体の感染対策が大切です。

飲 酒

節度ある量で（純アルコール量23gまで）。食道がん・大腸がんとの強い関連があります。

体 重

BMIを適正範囲に保ちましょう。肥満はがんだけでなく全ての生活習慣病の死亡リスクが高くなります。

運 動

身体活動は大腸がん 乳がんリスクを低下させます

バランスの 良い食事

塩分は胃がん発生リスクと、野菜摂取不足は各がん発生リスクと関連があります。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少して来ましたが、令和元年以降、死傷者数が増加傾向にあります。（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）

特に、本年5月16日から22日の1週間に3件の死亡災害が発生するなど、極めて憂慮すべき事態となっております。

最近の死亡災害は、スレート屋根の踏み抜きによる墜落、食品加工用機械による巻き込まれ、重機による転落など、典型的な死亡・重篤災害に繋がりがやすいものであり、基本的な災害防止対策が十分に講じられていないことや事業場における安全管理活動がおろそかになっていることが懸念されます。

現在、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画では、死亡者数を毎年10人以下に、死傷者数を減少に転じさせることを目標としていますが、現状を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

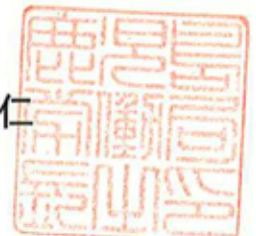
労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。6月は、7月1日から7日まで全国的に展開される「全国安全週間」の準備期間となります。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

令和5年5月29日

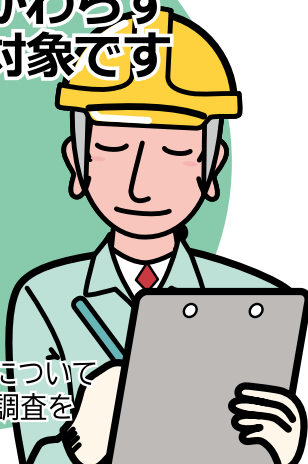
鹿児島労働局長 中所 照仁



解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です

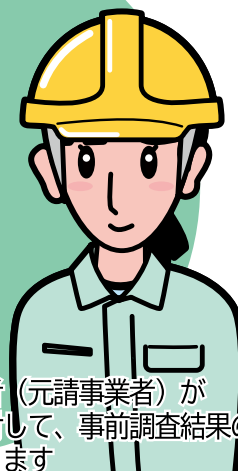
工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているか事前に調査を
行う必要があります



事前調査結果の
報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを
使用すれば、パソコン・スマホから
24時間報告できます（※）

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が
労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の
報告をあらかじめ行う必要があります



（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者※」
が行う必要があります！

令和5年 **10月1日**
着工の工事から!!

※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

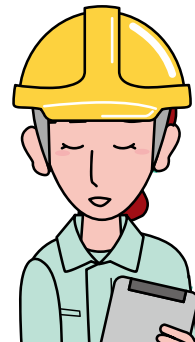
以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

材料費も含めた
工事全体の請負代金

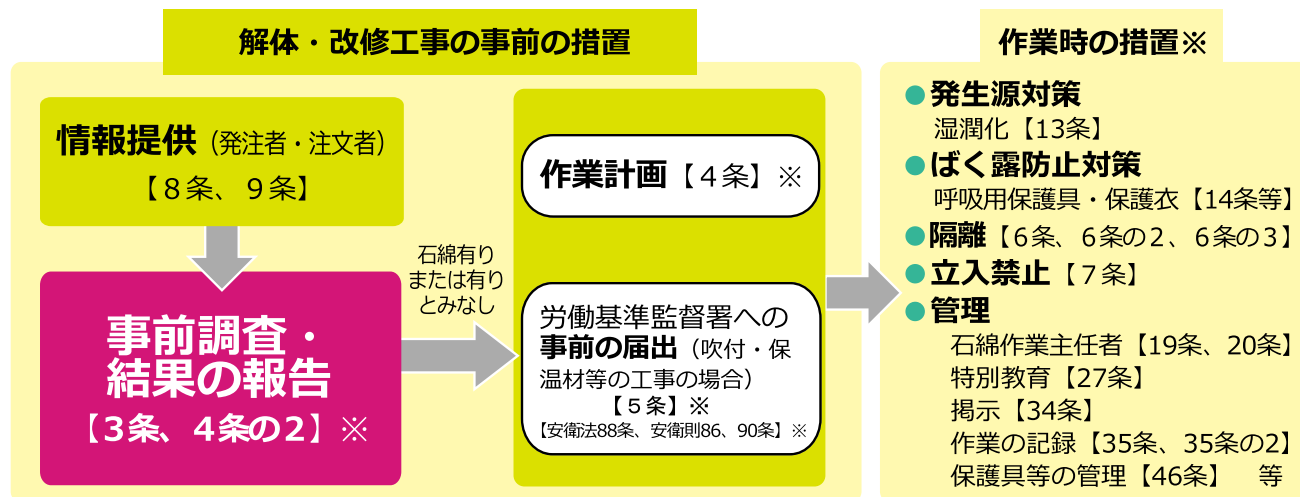
- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です）。
- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ▶ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ▶ 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ▶ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。

建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種手続きについて

事前調査結果報告システムの操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

G BizIDについて



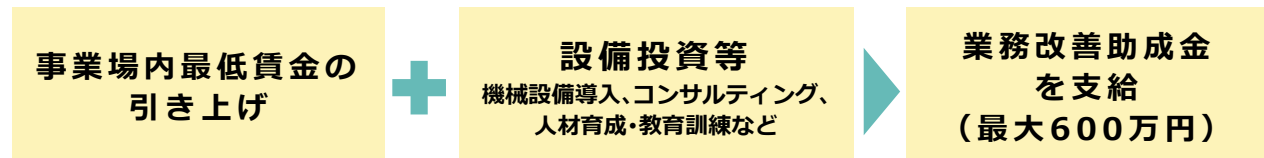
G BizID トップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。

令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

※申請期限：令和6年1月31日
（事業完了期限：令和6年2月28日）

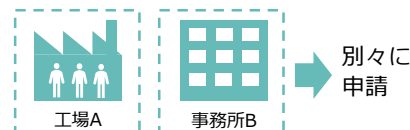
業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(= 600万円 × 9/10)

(設備投資費用 × 助成率)

> 450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

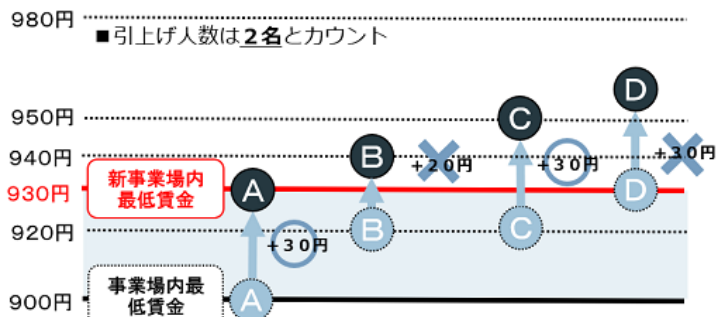
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
 - ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
- （ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
 D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。
 （ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この集、無償で中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き手の見直しなどを活用して生産性向上を促進し、賃金の引上げを行った事例を

生産性向上のヒント集

検索

【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応
利用者の健康状態などが事業室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなるがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの搬送によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
利用者の健康状態を事務室のモニターで確認。利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機能と、おらなる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を軽減の導入によって軽減したい(社長)

<導入前>

巡回、介助、巡回の負担が軽減された

<導入後>

おらなる工夫
部屋でできた訪問で、記録作成、薬品管理、食料準備、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、床頭でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間短縮された。さらに、このような車いすでも電動で1人で車庫に載せられるようになった。

成果
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の待機時間(事業室内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業室内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のおまけ 県の介護事業担当者からの提案

事例3 スチームコンベクションオーブン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出車

【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオーブンを導入しました。

(※) 設備と作業環境について調査を行うは熱調理設備

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前

導入後

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

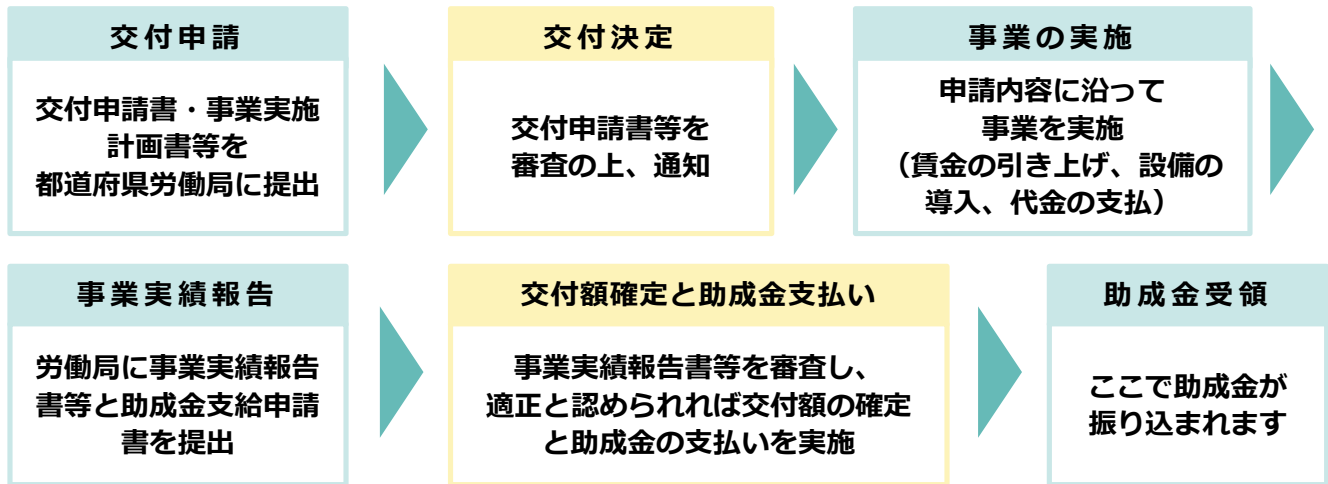
実施の経緯
スチームコンベクションオーブンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることがなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の待機時間(事業室内最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のおまけ 農工会のセミナーに参加

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

昨年度からの変更点

- ・ 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- ・ 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

労働保険年度更新申告書の提出 についてのお願い

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

労働保険年度更新手続きとは、前年度の労働保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための手続きです。

令和5年度も会場を設営しての収集を行わないこととなっておりますので、郵送（同封の提出用封筒使用）または電子申請による申告のご協力をお願いします。年度更新申告書は、記入漏れがないよう提出前にもう一度ご確認ください。

なお、年度更新申告書の審査の事務の一部を外部委託しておりますので、申告内容について委託業者から照会させていただくことがあります。

今年度の申告・納付期限は、6月1日（木）から7月10日（月）までとなっております。期限内の申告・納付にご協力をお願いします。（※申告書の提出が遅れますと、法令により、保険料と追徴金（10%）の徴収が決定（認定決定）されることがあります。）

お問合せ・送付先

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21
鹿児島労働局 労働保険徴収室
電話 099（223）8276

労働保険事務組合をご存じですか

労働保険事務組合とは

雇用保険、労災保険への加入手続きや保険料の申告・納付手続き、労働者の入社、退社のときの届出等の事務手続きがあるため、その事務手続きが負担と感じられている事業主の皆様も少なからずいらっしゃると思います。

そこで、事業主が行わなければならないこれらの事務処理を、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が、事業主に代わって一括して処理出来ることにしたのが、労働保険事務組合制度です。

事務委託出来る事業主は

常時使用する労働者の数が、企業全体で、

- * 金融、保険、不動産、小売業で1人以上50人以下
- * 卸売、サービス業で1人以上100人以下
- * その他の事業で1人以上300人以下

であれば、委託することが出来ます。

事業主に代わって事務組合が行う事務処理は

事業主に代わって次の手続きを労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ行うことが出来ます。

- ① 労働保険料の申告・納付に関する事務
- ② 労働保険関係成立、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- ③ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ④ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ⑤ 一般拠出金に関する事務

事務組合へ委託した場合のメリットは

- ① 事務組合が一括して事務処理をしますので、事業主がその都度行う各種の手続き等の事務処理が軽減されます。
- ② 労災保険には本来加入することの出来ない事業主や家族従事者も特別に労災保険（特別加入制度）に加入することが出来ます。
- ③ 労働保険料の納付については、概算保険料の多少にかかわらず3回に分けて納付することが出来ます。
- ④ その他に、労働保険事務組合連合会が行う「労保連労働者災害共済制度」への加入や、委託された事業主に対しての各種の雇用保険制度活用のための事業主説明会への参加も出来ます。

中小事業主にとっては、事業主等の労災保険特別加入や事務処理の軽減が図れて非常に便利な制度です。



		3回分割		
		第1期（初期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月10日	10月31日	翌年1月31日
	労働保険事務組合		11月14日	翌年2月14日

事務組合への加入に関するお問い合わせは

現在、県内各地に約120の団体が事務組合の認可を受けて労働保険の事務を行っております。

既存の事業主はもとより、新規に事業を始めて労働者を雇用予定の事業主の皆様、事務組合への委託をお勧めします。加入についてのご相談、お問い合わせは鹿児島労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ

* 鹿児島労働局のHPへも労働保険事務組合の名簿を掲載しております。
（鹿児島労働局トップ→各種法令・制度・手続き→労働保険関係→労働保険事務組合制度）

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室
（住所）鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
（電話）099-223-8276

人材開発支援助成金を活用して、企業内の人材育成に取り組みませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【人材育成支援コース】令和5年4月1日創設

これまでの「特定・一般訓練コース」と「特別育成訓練コース」を統合し、創設しました。

雇用する被保険者に対し、職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を10時間以上実施する場合や
有期契約労働者等に対し、正社員等に転換するためにOff-JT・OJTを組み合わせた訓練を2ヶ月以上実施する
場合等に、賃金助成や経費助成を行います。

【人への投資促進コース】令和4年4月1日創設

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練やデジタル人材を育成するための訓練を受講させる場合、
または労働者が自発的に訓練を受講する際に、事業主が訓練経費を半額以上負担する制度や勤務時間の短縮、
残業の免除等の制度を導入する場合に、賃金助成や経費助成を行います。

【事業展開等リスクリング支援コース】令和4年12月2日創設

新規事業の立ち上げや既存事業の中でサービスの提供方法等を変更する場合、または業務のデジタル化や脱
炭素化に取り組む場合に必要な訓練を雇用する被保険者に受講させる場合に、賃金助成や経費助成を行います。

★人材開発支援助成金の各種コースの中でも助成額・助成率が高いコースです。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和5年4月分】

県内有効求人倍率 1.21倍（前月比0.05P減少）
全国平均有効求人倍率 1.32倍（前月比 増減なし）

県内正社員有効求人倍率 1.04倍（前年同月比0.04P減）
全国正社員有効求人倍率 0.98倍（前年同月比0.06P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改善の動きにやや弱さがみられます。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

また、雇用維持施策として、引き続き、在籍型外向支援や人材育成の取り組み強化につながる職業訓練による学び直しの推進など各種施策の展開に取り組んでまいります。

各種助成金、活用していませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）】2023年4月1日創設

新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。

●助成の対象

中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」の交付決定を受けた上、指揮・監督業務に従事する者を一定の条件で雇入れる等した事業主。

※詳細な要件は、「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）のご案内」をご確認ください。

●助成の内容

〈助成額〉中小企業（140万円×2期） 中小企業以外（100万円×2期）
〈助成対象期間〉1年

※一部、人数上限があります。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和5年5月末速報値 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和5年		令和4年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,081	6	1,057	3	24	3
1 製造業	140	3	139	0	1	3
1 食料品製造業	81	2	69		12	2
4 木材・木製品製造業	5		8		-3	
9 窯業土石製品製造業	10		7		3	
11～12 金属製品製造業	5		9		-4	
13～15 機械器具製造業	20		13		7	
上記以外の製造業	19	1	33		-14	1
2 鉱業	3	0	0	0	3	0
3 建設業	108	1	101	0	7	1
1 土木工事業	41		44		-3	
2 建築工事業	46		48		-2	
3 その他の建設業	21	1	9		12	1
4 運輸交通業	75	0	65	0	10	0
1 鉄道・航空機業	1		1			
2 道路旅客運送業	7		3		4	
3 道路貨物運送業	67		61		6	
4 その他の運輸交通業	0		0			
5 貨物取扱業	9	1	11	0	-2	1
1 陸上貨物取扱業	4		4			
2 港湾運送業	5	1	7		-2	1
6 農林業	42	0	34	2	8	-2
1 農業	27		19		8	
2 林業	15		15	2		-2
7 畜産・水産業	35	0	48	0	-13	0
8 商業	85	0	100	1	-15	-1
1 卸売業	9		9	1		-1
2 小売業	66		82		-16	
3 理美容業	0		1		-1	
4 その他の商業	10		8		2	
9 金融・広告業	5	0	4	0	1	0
11 通信業	12	0	9	0	3	0
12 教育・研究業	9	0	9	0	0	0
13 保健衛生業	477	0	459	0	18	0
1 医療保健業	290		313		-23	
2 社会福祉施設	181		146		35	
3 その他の保健衛生業	6		0		6	
14 接客娯楽業	33	0	36	0	-3	0
1 旅館業	4		9		-5	
2 飲食店	20		18		2	
3 その他の接客娯楽業	9		9			
上記以外の事業	48	1	42	0	6	1
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	19		19			
16 官公署	0		1		-1	
17 その他の事業	29	1	22		7	1
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	71	0	65	0	6	0
第三次産業（8～17）	669	1	659	1	10	0

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

石綿調査者講習Web申込

検索

問合せ先 （公社）鹿児島県労働基準協会 石綿調査者講習係まで TEL099-226-3621

講習期日	受付期間	講習会場	受講料 (教本代込)	受講料 振込期限	申込方法
8月8日～9日	7月5日～7月7日	オロシティーホール (鹿児島市)	38,280円 (税込)	7月11日	Web申込サイトより申し込みとなります。詳細はホームページをご覧ください
9月13日～14日	8月8日～8月10日	オロシティーホール (鹿児島市)	38,280円 (税込)	8月14日	

令和5年 賃金構造基本統計調査

にご協力ください

厚生労働省では、毎年7月に賃金構造基本統計調査を実施しています。

対象となる事業主の皆様には、ご負担をおかけいたしますが、調査票へご回答いただきますようお願い申し上げます。

賃金構造基本統計調査とは、どのような調査ですか？

「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための統計調査です。この調査は、国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

賃金構造基本統計調査の対象は、どのように選ばれますか？

常用労働者5人以上の民営事業所及び10人以上の公営事業所の中から無作為抽出で選ばれた事業所が調査対象になります。令和5年の対象となる事業所は、全国で約8万事業所です。

調査票はどのような提出方法でよいのですか？

調査関係書類を郵送でお届けいたします。同封の調査票にご記入の上、**7月31日までに同封の返信用封筒で郵送していただくか、またはオンラインでご提出ください。**

調査結果は、どのようなことに利用されていますか？

調査結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されています。そのほか、各都道府県最低賃金の決定、労災保険の年金額の算定の資料、雇用・労働に係る国の政策等の基礎資料として活用されています。※ご提出いただいた調査票の内容は、集計して統計を作成する目的のみに使用されます。税金徴収や監督指導の目的で利用することはありません。

調査の趣旨や重要性をご理解いただきまして、期限内の提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、調査票への回答方法でご不明な点がございましたら、鹿児島労働局賃金室までお問合せください。

【お問い合わせ先】



厚生労働省 鹿児島労働局賃金室 ☎099-223-8278

事業主のみなさんへ



アルバイトの労働条件を確かめよう！ キャンペーン中です

～ 事業主として一度考えてみませんか？ アルバイトのこと ～



アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です



勤務シフトは適切に設定されていますか？
学生の場合は、学業と両立できるよう配慮していますか？



アルバイトについても、労働時間を適正に把握していますか？



アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？



アルバイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？



こちらをご覧ください

ポータルサイト
確かめよう 労働条件

お問い合わせ先

鹿児島労働局雇用環境・均等室及び
県内各地の労働基準監督署に設置の
総合労働相談コーナー

鹿児島労働局雇用環境・均等室
099-223-8239

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

自分らしい夏休みで
素敵な体験をたくさんしよう。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



年休取得促進
特設サイト▶



全衛連総合精度管理調査結果について

（公社）鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島

公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）は、労働安全衛生法に基づいて健康診断を実施している労働衛生機関の令和4年度における精度管理調査評価結果の概要を公表しました。

本会の健康診断機関であるヘルスサポートセンター鹿児島の精度管理調査結果を次のとおりお知らせ致します。

今後も働く人たちの健康確保と快適な職場環境づくりを目指し、優良な健康診断施設として高い精度を維持してまいりますのでご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

精度管理評価結果				
労働衛生	臨床検査	胸部X線	腹部超音波	胃X線
優	優	優	優	優

※優は、総合評価A評価合計点の平均が85点以上

第51回（令和5年度） 労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

公益財団法人安全衛生技術試験協会より標記試験の周知依頼がありましたので下記のとおりご案内致します。
詳細につきましては、試験協会へお問い合わせ下さい。

1 試験の区分

- ◇ 労働安全コンサルタント試験
- ◇ 労働衛生コンサルタント試験

2 筆記試験

- （1）試験日 令和5年10月17日（火）
- （2）試験地 福岡県（九州安全衛生技術センター） 他

※口述試験は、試験案内書で確認されるか試験協会にお問い合わせ下さい。

3 受験申請

- （1）受付期間 令和5年7月3日（月）から8月2日（水）までの間（消印有効）
※筆記試験全科目免除者は、11月1日（水）から11月16日（木）まで
- （2）受付場所 （公財）安全衛生技術試験協会本部（郵送可）

4 受験申請書等

- （1）頒布場所 試験協会又は当労働基準協会本部（TEL 099-226-3621）に準備してあります。
- （2）頒布期間 令和5年5月8日（月）から11月16日（木）までの間

詳細の問い合わせ先

（公財）安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市）

電話 0942-43-3381

STOP! 熱中症



暑さ指数(WBGT)を確認しましょう

作業開始前あらかじめ深部体温を下げる
プレクーリングを取り入れましょう

初夏から残暑の時期を中心に熱中症による死傷者が後を絶ちません。熱中症は屋外作業だけでなく、屋内作業でも多数発生しています。しかし、熱中症は適切な作業管理、作業環境管理、健康管理や労働衛生教育を行うことで、防ぐことができます。厚生労働省と中央労働災害防止協会(中災防)をはじめとする労働災害防止団体などは、4月を準備期間、7月を重点取組期間とする「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(令和5年5月1日～9月30日)を積極的に展開し、職場の取り組みをサポートします。適切な予防対策で、熱中症による死亡災害ゼロを目指しましょう。

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association



**熱中症は、さまざまな業種、
さまざまな状況で発生します**



暑さ指数(WBGT)を確認しよう!

暑さ指数(WBGT)は、気温、湿度、風速、輻射熱を考慮した暑熱環境によるストレス評価を行うための指数です。単位は気温と同じ摂氏度(℃)ですが、その値は気温とは異なります。熱中症予防対策の指標として、暑さ指数(WBGT)を確認し、熱中症予防管理者等による職場巡回や水分・塩分の摂取、必要に応じて作業時間を短縮する等の適切な対策を講じましょう。

職場における熱中症 による死傷者数の推移

職場における熱中症による死傷者数は、2018年は一気に1,000人を超え、その後も500人～900人台で推移し、高止まりの状態となっています。



中小規模事業場安全衛生相談窓口 (9:00~17:00)
熱中症予防対策など、職場の安全衛生に関するご相談は中災防へ！
※中小規模事業場の事業主・担当者以外の方からも無料で相談を受けています。
TEL:03-3452-6296 メール:jisha-soudan@jisha.or.jp

相談無料

北海道安全衛生サービスセンター	TEL.011-512-2031	近畿安全衛生サービスセンター	TEL.06-6448-3450
東北安全衛生サービスセンター	TEL.022-261-2821	大阪府労働衛生総合センター	TEL.06-6448-3454
関東安全衛生サービスセンター	TEL.03-5484-6701	中国四国安全衛生サービスセンター	TEL.082-238-4707
中部安全衛生サービスセンター	TEL.052-682-1731	福岡安全衛生サービスセンター	TEL.087-861-8999
南関東安全衛生サービスセンター	TEL.076-441-6420	九州安全衛生サービスセンター	TEL.092-437-1654

職場の熱中症予防のためのチェックシート	
☑ あなたの職場の対策は万全か、点検してみましょう！	
☐ ①暑さ指数(WBGT)を把握していますか	WBGT基準値を大幅に超える場所で行われる場合は、早急作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。
☐ ②休憩場所は整備していますか	涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物や設備(氷、おしぼり、シャワー等)なども備えましょう。
☐ ③緊急時に搬送を行う病院を把握していますか	近隣の病院、診療所の情報を把握した上で、救急処置の手順を関係者に周知しましょう。
☐ ④熱に慣れ、環境に適応するため、暑熱順化の期間を設けていますか	労働者が暑さに慣れない・適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしていきましょう。
☐ ⑤自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか	水分や塩分の摂取を確認する表を作るなどで摂取状況を把握し、徹底を図りましょう。
☐ ⑥労働者に、透湿性・通気性のよい服や帽子を着用させていますか	クールジャケット、日よけ用の帽子、冷却グッズなどを活用しましょう。
☐ ⑦睡眠不足・体調不良など労働者の健康状態に配慮していますか	朝礼などの際に、労働者の体調を確認し熱中症の発症に影響を与えるおそれがあるかを確認しましょう。また、作業中も健康状態に留意しましょう。
☐ ⑧熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか	作業管理者や労働者に対し、熱中症の症状や予防方法、緊急時の救急処置等について教育を行いましょう。
☐ ⑨身体を冷却できるアイススラシー(流動性の氷状飲料)などを準備していますか	体温上昇を抑えるため、アイススラシーなどを作業開始前や休憩時間中に摂取してプレクーリングを行いましょう。

中央労働災害防止協会(中災防)は、熱中症予防のための図書・用品をご用意しています。



図書・用品の問い合わせは
中災防出版事業部
TEL 03-3452-6401 (受発専用)
URL <https://www.jisha.or.jp/order/index.php>
特設サイトはこちら 令和版 STOP! 熱中症 検索

令和5年8月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 7/31～8/4 【科目免除者】 7/31～8/1	7/3～7	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	8/3～4	7/3～7	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
	小型移動式クレーン運転	8/7～9	7/10～14	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	車両系建設機械運転 (解体用)	8/17	7/18～21	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習修了者
	有機溶剤作業主任者	8/17～18	7/18～21	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 8/21～25 【科目免除者】 8/21～22	7/24～28	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円 【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
	玉 掛 け	8/21～23	7/24～28	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	建築物等の鉄骨の組立 等作業主任者	8/28～29	7/31～8/4	会員 15,950円 一般 16,720円	・建築物等の鉄骨の組立て等作業に3年以上従事した経験（事業者の経験従事証明が必要）等
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	8/30～9/1	7/31～8/4	会員 21,340円 一般 22,110円	
	不整地運搬車運転	8/30～31	7/31～8/4	会員 37,840円 一般 38,500円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械（整地等又は解体用）運転技能講習修了者
特 別 教 育	クレーン運転	7/31～8/1	7/3～7	会員 17,160円 一般 20,460円	
	粉じん作業	8/8	7/10～14	会員 8,580円 一般 9,680円	
	低圧電気取扱い	8/16～17	7/18～21	会員 16,170円 一般 19,470円	
	研削といし（自由研削用）	8/28	7/31～8/4	会員 11,220円 一般 12,320円	
そ の 他	職 長 教 育	8/9～10	7/10～14	会員 12,980円 一般 16,280円	
	衛生推進者	8/25	7/24～28	会員 8,470円 一般 8,800円	※会場はオロシティーホールとなります。

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
高 所 作 業 車 運 転	8/7～8	7/3～4	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者

岩川地区での講習会のお知らせ

志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL099-472-4877 FAX099-472-4833

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小 型 移 動 式 ク レ ーン 運 転	8/28～30	7/24～28	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。
4 石綿作業主任者技能講習の日程等につきましては、本会ホームページでご確認下さい。